

フランスの子育て支援政策の概要について

パリ事務所所長補佐 山口 信義(京都市派遣)

はじめに

少子化問題が大きな課題となっている日本では、2010年の合計特殊出生率（以下「出生率」という）は1.39と2009年の1.37から若干持ち直しましたが、近年のフランスの出生率は2010年の2.01、2009年の2.07と、高い率を維持しています。

1996年には1.65まで落ち込んだフランスの出生率が回復し、少子化に歯止めがかかった理由の一つとして、家族給付制度等のきめ細かな政策の実施が挙げられます。

ここでは、フランスにおける子育て支援について、「家族政策」を中心に紹介します。

家族政策の歴史

フランスでは子育て支援政策は、独立した政策としてではなく、高齢者や障がい者等も包括した家族全体を総合的に支援することを目的に国が推進している「家族政策」の中に位置付けられています。

フランスの家族政策の始まりは、1910年代に、地方の民間レベルで貧しい多子家族への支援が始まったことにあると言われています。そして、1932年のランドリ法により、二人以上子どもを持つ世帯への手当の支給が、全国的に一般化しました。

1939年には家族問題を担当する閣外相が置かれ、第二次世界大戦後の1946年には税制上の優遇策（家族係数）が創設されるとともに、家族給付制度の拡充整備（家族手当、単一給手当、産前手

当、出産手当）が図られ、家族政策が本格的に実施されるようになりました。

1970年代末以降は、子どもがいても女性が仕事を継続できるように家族政策が見直され、保育者を個人的に雇用する子育て世帯への助成、保育施設の拡充などの措置が講じられてきました。

家族政策の概要

家族政策の中で中心的な役割を果たしているのは家族給付制度です（表1参照）。この制度は賃金の5.4%からなる事業主拠出金や目的税、国・県の負担金を主な財源としており、所得制限のない**家族手当**や、多子家族を支援する**家族捕捉手当**、新学年時に発生する費用を補てんする**新学年手当**、出産費用や育児費用のほか保育に係る費用を補てんする**乳幼児受入手当**など、子育て世帯を家計面で幅広くサポートしています。2009年の家族給付の支給総額は496億ユーロ（約5兆4,560億円）、受給者は延べ670万人に上ります。

表1 子育て世帯関係の主な家族給付

1 家族手当

○20歳未満の子どもが2人以上いる世帯が対象（所得要件なし）

○支給月額（2011年）

・子ども2人：125.78ユーロ（14千円）

・子ども3人：286.94ユーロ（32千円）

・子ども4人：448.10ユーロ（49千円）

○以降、子ども1人につき161.17ユーロ（18千円）加算

○一定年齢以上は加算制度あり

○2009年の総支給額120億ユーロ（約1兆3,176億円）、受給者468万人

<p>2 家族補足手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3歳から21歳未満の子どもが3人以上いる世帯が対象(所得要件あり) ○支給月額(2011年):163.71ユーロ(18千円)
<p>3 新学年手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ○6歳から18歳までの学齢期の子どもがいる世帯が対象(所得要件あり) ○支給額(2011-2012年) <ul style="list-style-type: none"> ・6歳から10歳まで:284.97ユーロ(31千円) ・11歳から14歳まで:300.66ユーロ(33千円) ・15歳から18歳まで:311.11ユーロ(34千円)
<p>4 乳幼児受入手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3歳までの乳幼児のいる世帯が対象(③-2は6歳まで)(所得要件:①②はあり、③はなし) <p>①-1 出産手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠7か月目に支給 ○支給額(2011年):903.07ユーロ(99千円) <p>①-2 養子手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ○20歳未満の養子を引き取った世帯に支給 ○支給額(2011年):1,806.14ユーロ(199千円) <p>②基礎手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの誕生月から3歳になるまで毎月支給 ○支給月額(2011年):180.62ユーロ(19千円) <p>③-1 職業自由選択補足手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの養育のために就労が完全に、又は一部中断している場合に支給(支給期間は子ども1人の場合生後6か月まで、子ども2人以上の場合3歳まで) ○支給月額(2011年) <ul style="list-style-type: none"> ・就労が完全に中断している場合:379.79ユーロ(42千円)(基礎手当非対象者は560.40ユーロ(62千円)) <p>③-2 保育方法自由選択補足手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ○6歳までの子どもの保育方法を自由に選択できるよう、一定の条件のもと、子育て世帯が保育者(保育ママ等)を個人的に雇用等した場合の必要経費(保育者の賃金社会保険料)の一部を支給(上限あり) ○支給月額の上限(2011年) <ul style="list-style-type: none"> ※子どもが1人で3歳未満の世帯が保育者を直接雇した場合 ・年間所得20,079ユーロ(221万円)未満の場合:448.25ユーロ(49千円)

※日本円の額は概算(110円/ユーロで計算)

税制上では、**家族係数**(表2参照)による所得税の軽減と、子育てに係る税額控除(6歳未満の子どもを保育所等に預ける費用の最大二分の一の控除、中高に通う子どもがいる場合の控除等)の制度により、子育て世帯の税負担を軽減しています。

表2 所得税額の計算方法

<p>●所得税額=(課税所得/家族係数)×累進課税率×家族係数-税額控除</p> <p>※日本と異なり世帯単位で所得を捕捉し、子どもの数が多いほど有利なN分N乗方式を採用</p> <p>※家族係数は、夫1、妻1、扶養家族一人につき0.5、3人目以降の子どもは一人につき1となっており、子どもが多いほど、一人当たりの課税所得が小さくなり、累進課税率も低くなる。家族係数による負担軽減効果は年間約60億ユーロと推定されている。</p>

子育て世帯関係の休暇制度としては、出産休暇や父親休暇、育児休暇、病児看護休暇、親付き添い休暇等があります。

出産休暇は16週(産前6週、産後10週)で、日

本の14週(産前6週、産後8週)で大きな差はありませんが、双子の場合は34週(日本は22週)、第3子以降は26週(産前8週、産後18週)と、日本よりも手厚い制度となっています。また、出産休暇中は、出産保険から産休手当として手取り賃金とほぼ同額が支給されます。

なお、出産に関わる費用は公立病院を利用した場合、基本的に全額無料となっており、妊娠が分かった段階から出産まで全ての費用を出産保険がカバーしています。

表3 子育て世帯関係の休暇制度

<p>1 出産休暇</p> <p>16週(産前6週産後10週)(医師の診断書があれば産前8週、産後14週)双子の場合、34週(産前12週、産後22週)第3子以降は、26週(産前8週、産後18週)</p>
<p>2 父親休暇</p> <p>子どもの誕生後4か月以内に最長(連続する)11日の有給休暇を取得可。</p>
<p>3 育児休暇</p> <p>3歳未満の子どもの養育のため片方の親が取得可能。1年以上同一企業に勤めている労働者が対象。以下の2パターンがある。</p> <p>①1年間の完全休暇 最長3年間まで延長可。一定の要件を満たせば、休暇中、職業自由選択補足手当(表1参照)を受給可。</p> <p>②パートタイム労働(最低週16時間)への移行 育児休暇取得後は、出産前の職又は同等の職を保障。</p>
<p>4 病児看護休暇</p> <p>16歳未満の子どもが病気又は事故の場合(要診断書)、年間最大3日(子どもが1歳未満または3人以上の場合は5日)の休暇(無給)を取得可。</p>
<p>5 親付き添い休暇</p> <p>子どもが大きな病気や事故、障がいのため付き添いを必要とする場合、3年間で最大310日の休暇を取得可。分割取得は不可。休暇中は無給だが、家族給付から手当が支給。</p>

次に、本稿では紙面の都合上、詳細は触れられませんが、保育サービスについては、保育所や保育ママ等、多種多様なメニューが用意されており、保護者は自分の家庭と仕事のバランスを考えながら、子どもの保育サービスを選ぶことができます。

一方、子ども3人以上の多子家族に対しては、国鉄(SNCF)等の公共交通機関、美術館、レジャー施設等で様々な割引制度があり、官民一体となった多子家族支援がなされています。

さらに、より総合的な支援として、年金受給に係る優遇処置や、子育て世帯に限定された手当ではありませんが、家族政策の一環として家族住宅手当等の住宅給付も行われています。

家族政策の特徴

家族政策の特徴の一つに「選択の自由」があり

ます。仕事を続けたいと思えば続けることができるよう、また、子どもを預けたいと思えば多様な選択肢の中から保育サービスを選べるよう、制度設計がなされています。言い換えれば、フランスの家族政策は、仕事と家庭の両立を保護者が望む形で実現できる仕組みを提供していると言えます。

他の多くのEU加盟国は、フランスのような家族政策を持っていません。家族政策はフランスの独自性を表す象徴的な政策とも言えるでしょう。

国立人口統計学研究所のフランソワ・エラン元所長によると、「フランスの家族政策の成功の鍵はその継続性にある。家族政策は第二次世界大戦以降、一貫して継続、拡充されてきたものであり、国民のコンセンサスを得ている。前回の大統領選(2007年)の際には、右派も左派も家族政策の諸原則を問題にすることはなかった」とのことです。

家族政策にかかる経費は「国の将来を見据えた投資」とみなされ、子育てが社会全体で支えられていると言えます。

現行政策の課題

このように、フランスの家族政策は非常に充実したのですが、問題がない訳ではありません。

特に保育サービスの提供については、出生率の向上に伴い乳幼児数が増加してきました(2010年の出生数は82万8,000人)が、保育所等の整備が追いついておらず、3歳未満の子どもの保育の受入環境が非常に悪化しています(ただし、フランスではほとんどの子どもが3歳から幼稚園に通うため、保育の受入問題は3歳未満に限定されます)。

国も保育施設の増設に努めており、また、認定保育ママ制度などの在宅保育サービスの拡充も併せて実施していますが、増大する保育需要には対応しきれないのが現状のようです。子どもの保育の目途が立たないため職場復帰を断念した女性も多く、最近では、育児休暇取得者の三分の一が、子どもの保育場所が見つからないため、仕事を中断しているとのこと。

公的な保育サービスを受けられない保護者は、仕事を続けるために個人的にベビーシッターを探す等の手立てをとる必要があります。また、フランスの

小学校では、基本的に保護者が学校まで子どもを送迎する必要があります。そのため、毎年9月の新学年の開始前には、ベビーシッターを探す人向けの広告やインターネットによる情報提供、人材あっせん等の情報が数多く出回りますが、民間レベルのサービスにはそれなりの費用がかかりますし、提供される保育の質も気になるようです。

また、産婦人科や小児科の医師の不足、地域間の偏在も指摘されているほか、近年では育児疲れからくる育児放棄や児童虐待、また、職場内での妊娠・出産を巡る差別が急増しているといった報道もよく目にします。

さらに、現行の家族政策は、富裕層ほど大きな利益を得るシステムとなっており(例えば家族係数制度は、所得が多いほど税負担軽減額が大きくなりますが、課税所得のない貧困層には何の恩恵もありません)、政府もそのことを認めています。

国は、2009年6月に設置した家族高等評議会で家族政策の今後の在り方等について検討を行っているところですが、社会党(野党)系のシンクタンクからは、金持ちほど得をする現行の家族政策はドラスティックな改革が必要との問題提起がなされるなど、2012年の大統領選挙を控え、議論が活発になってきています。

おわりに

フランスの民間シンクタンクが世界25か国の16歳から29歳の若者に対して行ったアンケート調査によると、フランスの若者のうち、国の現状に満足している人は25パーセント(25か国中17位)、国の将来を有望と考えている人は17パーセント(25か国中最下位)に過ぎませんが、自分の生活に満足している人は83%、将来家庭を築きたいと考えている人は47パーセント、子どもを持ちたいと思っている人は58%(いずれも25か国中2位)に上っています。

フランスの少子化問題を支えているのは、自分の人生をポジティブに考えられるフランス人のこうした気質によるところも大なのかもしれません。今後も引き続きフランスの子育て支援の動きに注目していきたいと思います。